

中野目 徹・熊本史雄編

『近代日本公文書管理制度史料集』

中央行政機関編

岩田書院 二〇〇九・一〇刊

B5 一二〇九頁 二四〇〇〇円

明治以降の「公文書管理制度」にかんする中央行政機関の法令・規則類を集めた、いわば近代日本の「記録管理」の軌跡を描く本書は、「公文書管理制度の総体」を把握するための基礎となる史料集である。明治一九（一八八六）年の「各省官制」制定時点で存在した省庁と、昭和二〇（一九四五）年までに設置された省庁を区分して収録するとともに、昭和二〇年以降に組織された省庁についても目配りがなされている。本書のいう「公文書管理」とは、公文書についての三つの過程を含意する。それは、①文書の発生から決裁に至る「文書処理」、②決裁の終了した文書の内容が効力を発揮する「文書施行」、③決裁が終了した文書の原議を保存又は廃棄する「文書保存」、の三段階からなる。

こうした視角から導かれる本書の特徴として評者が挙げたいのは、「公式制度」についての法令を収録した点である。近代日本の「公式制度」については、たとえば明治四〇年制定の公式令をめぐる研究史にもみられるように、法制度の整備から波及した政治争点への関心の強さにくらべて、本来の機能それ自体の分析は、いまだ充分になされてきたとは言いがたい。「われ意志す」をめぐる

問題を考察する上でも、本書は座右の書となるだろう。

当然ながら、公文書の保存についての諸規程も忘れてはならない。公文書管理委員会でも議論がなされたように、如何なる書類を、どのくらいの期間、どのように保存するのか、という課題には、物理的な制約の奥にひそむ、それぞれの行政機構の所管業務やその特性を反映した、実際的な「問い」が内在している。編者も指摘するように、「史料」としての「公文書」を媒介とした豊饒な「史実」の再現は、資料群全体の構成や各簿冊の性格の把握を不可欠な前提とする。文書の保存・簿冊の編纂についての、正則と変則の混淆を整理する上で、そして国立公文書館のみならず宮内公文書館所蔵の「公文書等」の中にも数多存する、個人の旧手許保管資料の位置づけを考える際にも、本書はその手掛かりを与えてくれるだろう。そのことは、「公文書等の管理に関する法律」が制定されて以降、質的・量的拡大を遂げる「公文書等」の保存と各公文書館の拡充の問題を考えることにもつながる。

そして特筆すべきは、読み物としての面白さである。編者の方々の先見の明と並々ならぬ努力によって、悉皆的に収集された各規則には、それ自体にさまざまな発見を含む。公文書管理のひとつの段階である「文書処理」の観点から、一例を挙げたい。「上申ノ諸公文ヲ二類ニ分チ要常ノ文字朱記ノ件」（明治一八年二月四日、太政官「閣議」決定）では、「上申諸公文」に「緊要事件」と「尋常事件」の二種類があるのを踏まえ、それぞれに「要」と「常」の文字を朱記し、「回議二供」することを規定している（二五五頁）。両者の区別を如何なる部局がどのように行なったのかについては、

いまだ定見を得るには至っていないものの、当該期の国立公文書館所蔵の公文書には、欄外に「要」と「常」が記されている文書が実際に散見される。その後の公文書を眺めた限りでは、この「要」と「常」の記載法が定着したとは言い難いと思われるが、内閣制導入を前にした太政官制における、増大する文書行政への対応策の一つとして記憶に留めても良いように思われる。

さらに言えば、「緊要」と「尋常」とに相当するような区分をめぐる、各組織の基準と認識を探っていくことは、それぞれの時代において「政治」が如何になされていたのかを知ることには他ならない。残ったしくみと消えていったしくみのそれぞれを追うことは、近代日本における文書行政の性格を理解する助けとなるだけではなく、それぞれの読者が「その時々」の「制度」にむける視座に一定の幅を持たせることにもなるだろう。なお、本書の面白さにつられて、実際の史料群を眺めるのに時間をとられたことで紹介の機会が遅れてしまったことについては深謝したい。

(国分航士)